

平成28年3月29日(火)
担当 愛知県健康福祉部障害福祉課
事業所・地域生活支援グループ
保木井、柴田
内線 3241・3235
ダイヤル 052-954-6317

手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例 (仮称)の制定について

4月1日の愛知県障害者差別解消推進条例の全面施行に伴い、障害の有無に関わらず、相互理解を得るために、手話などによる意思疎通の必要性が高まっています。加えて、南海トラフを震源域とする大規模地震による被災が懸念される本県においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時において、特に聴覚や視覚障害のある方への情報提供が課題となっているところです。

こうしたことから、このたび、言語である手話を始めとして、点字や要約筆記等の意思疎通手段の一層の普及を図るため、「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例(仮称)」の議会提案に向けて準備を進めていくことといたしました。

1 基本的考え方

- ・ 言語である手話及び意思疎通のための手段の普及について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の役割を明らかにすること。
- ・ 手話及び意思疎通のための手段の普及に関する施策の基本となる事項を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること。

2 対象とする意思疎通のための手段

言語である手話、要約筆記等の文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、平易な表現、音訳、代筆及び代読など

3 条例への意見聴取

愛知県障害者施策審議会の下にワーキンググループを設置し意見聴取

愛知県障害者施策審議会

障害者基本法第36条に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視するために設置された審議会で、障害当事者、学識経験者等20名で構成。

1 手話言語について

平成 26 年 1 月にわが国が批准した「障害者の権利に関する条約」において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法においても、「言語（手話を含む。）」と規定され、手話が言語の一つとして位置付けられている。

2 意思疎通（障害者の権利に関する条約 平成 26 年 1 月批准、2 月発効）

言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

3 手話言語条例等の制定状況（一般社団法人全日本ろうあ連盟・愛知県調べ）

(1) 手話言語条例

○ 都道府県

- 鳥 取 県 鳥取県手話言語条例（平成 25 年 10 月制定）
- 神奈川 県 神奈川県手話言語条例（平成 26 年 12 月制定）
- 群 馬 県 群馬県手話言語条例（平成 27 年 3 月制定）
- 長 野 県 長野県手話言語条例（平成 28 年 3 月制定）
- 埼 玉 県 埼玉県手話言語条例（平成 28 年 3 月制定）
- 沖 縄 県 沖縄県手話言語条例（平成 28 年 3 月制定）

【主な記載事項】

- ・目的及び基本理念
- ・市の責務
- ・市町村との連携
- ・県民・事業者の役割
- ・手話推進のための計画の策定
- ・手話を学ぶ機会の確保、手話通訳者の養成等

○ 市町村

北海道石狩市（平成 25 年 12 月制定）始め 39 市町で制定（愛知県内なし）

(2) 手話言語のほか、その他の意思疎通のための手段に対象を広げている条例

- ・兵庫県明石市（平成 27 年 3 月制定）
「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」
- ・千葉県習志野市（平成 27 年 12 月制定）
「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」

一般社団法人全日本ろうあ連盟

- ・全国 47 都道府県に傘下団体を擁する全国唯一のろう者の当事者団体
- ・目的：ろう者の人権を尊重し文化水準の向上を図り、その福祉を増進する。
- ・基本的な取組
 - 1 手話通訳の認知・手話通訳事業の制度化
 - 2 聴覚障害を理由とする差別的な処遇の撤廃
 - 3 聴覚障害者の社会参加と自立の推進